

平成23年7月1日

各都道府県協会理事長 殿
各ブロック協会理事長 殿
各連盟理事長 殿
関係各位 殿

(財)日本ハンドボール協会
競技本部長 江成 元伸

競技規則の確認及び通達の再確認

現在、平成23年度競技規則で競技運営をしていますが、最新のIHF競技規則書に示された修正追加事項及び大陸連盟、大会で取り扱ってよいとの事項(2~4)を、本協会として下記の通り運用することを通知します。

また、平成23年4月1日付競技本部長通達「平成23年度競技運営に関する通達について」の再確認をし、遺漏なきよう競技運営がなされるよう再度通知します。

記

1 最終判定(競技規則17:11)

現行では、「レフェリーの事実観察や判断に基づく判定は、最終的なものである。」としているが、「レフェリーまたは代表責任者」が付け加えられた。本協会では、代表責任者を競技委員長と読み替える。

2 ハーフタイム(競技規則2:1)

競技規則では10分と規定されているが、大陸連盟、各大会によって15分とすることができるとされている。国内では従来通りを原則とする。

3 選手出場人数(競技規則4:1)

競技規則では14名と規定されており、競技規則書には大陸連盟、各大会によって16名までを認めるとしている。従来、本協会では連盟、大会ごとに選手出場人数は規定してよいとしていたので、従来通りとする。なお、全日本総合選手権、ジャパンオープンは従来通り、14名編成とする。

4 チームタイムアウト(競技規則2:10)

競技規則では前後半に1回ずつ、1分間のチームタイムアウトを取ることができると規定しているが、大陸連盟、大会ごとにさらに1回のチームタイムアウトを取ることができ、計3回のチームタイムアウトがとれるとされているが、国内では従来通りを原則とする。

5 平成23年4月1日付競技本部長通達「平成23年度競技運営に関する通達 について」の再確認

下記事項は通知済みであることから、各団体はその趣旨を遵守するよう、特に確認する。

1) 大会裁定委員会について

平成22年度大会開催マニュアルで、大会裁定委員会は「大会期間中の出場停止を超える処分が必要な場合は、大会主催団体の定められた会議において審議し、処分を審議する。さらに、加盟団体の処分の範囲を超える場合は、本協会の懲罰委員会に提訴する。」と規定している。

裁定委員会として、処分の範囲を超える裁定をしないよう留意されたい。

2) 試合中のチーム役員、選手の発言、態度、行為について

試合中、チーム役員、選手による技術的・戦術的指示等は認められるが、技術的・戦術的な指示であっても度を越した発言、態度、行動は許されない。目に余るスポーツマンシップに反する行為に審判員が直接気がつけば、審判員が罰則を適用する。審判員が気がつかないときは、マッチバイザー、TD、競技役員から審判員に知らせ、審判員が罰則を適用する。

審判員、競技役員は毅然とした態度で公平に判定するよう、再度確認する。